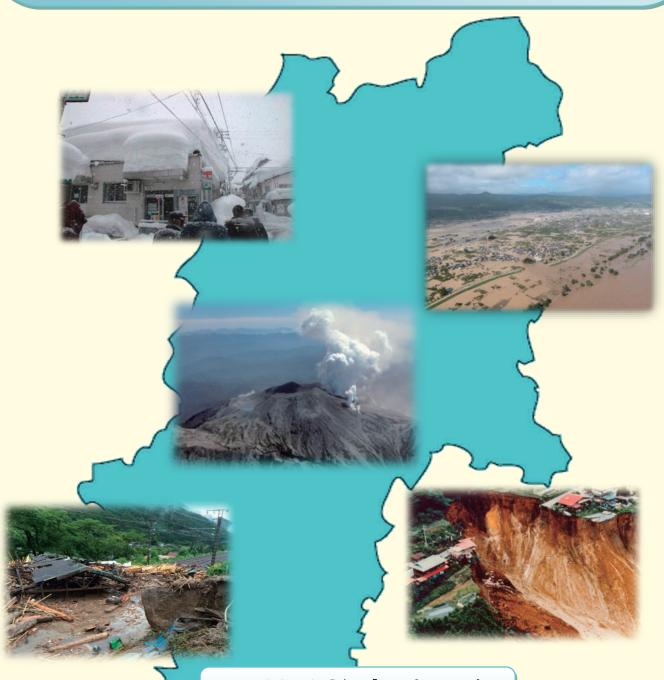
学校における 防災教育の手引き

<改訂版>

~令和2年度学校安全総合支援事業~



長野県教育委員会

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、早いもので10年が過ぎようとしています。あらためて被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げるとともに、復興に向けた取組が滞ることがなく、さらに進められることを強く願っております。

県教育委員会では、これまでも平成24年1月に「危機管理マニュアル作成の手引き」、「防災計画見直しの手引き」、平成31年には「学校の防災管理の手引き」、令和元年には「学校安全についてのチェックリスト」を作成・配付するなど学校における防災管理・防災教育等の推進に努めてまいりました。

学校における安全教育については、発達の段階ごとに必要な知識を身につけ、それに基づいた適切な判断と主体的に行動する力、支援者となる視点の教育が必要であり、そのための指導時間を確保することや教育手法、指導体系の整理が重要であるとされています。現在の学校教育においては、防災を含めた安全教育の時間数は限られており、各学校において、関連する教科、総合的な学習の時間、高等学校における「総合的な探究の時間」、学校行事等での指導の時間が確保できるよう、工夫していく必要があります。

未曾有の被害が発生した東日本大震災翌日の3月12日,本県においても,長野県北部地方を震源とする,マグニチュード6.7の地震が発生し、栄村では建物・道路の崩壊や陥没,鉄道線路への土砂流入などにより,最大1,701人が避難を余儀なくされました。その後,平成26年には,南木曽町の土石流災害,御嶽山の噴火,神城断層地震などがおこり,令和元年には台風第19号の影響により人的被害や建物・農業などの被害,土砂災害,浸水害,鉄道の運休やライフラインへの影響など甚大な被害が生じました。被災された皆様にあらためてお見舞い申し上げます。

また,近い将来発生する可能性が高いとされている南海トラフで発生する地震について も,発生した際の被害は広域かつ大規模になると指摘されています。

県教育委員会では、学校における防災教育の充実を図り、子供たちの防災意識の向上に資するため、平成25年2月に「学校における防災教育の手引き」を作成・配布し、各学校において同書を参考に指導が行われてきたところです。しかしながら、作成から8年が過ぎ、その間、令和元年東日本台風(台風第19号)による気象災害が起きるなど防災教育の指導方法の見直しの必要性が高まってまいりました。そこで、文部科学省委託事業の「学校安全総合支援事業」を活用し、より実践的な指導が行えるよう手引きの改訂を行いました。各学校においては、本資料を活用して、日常の授業や特別活動等で防災教育を実践し、自ら危険を予測・回避するために「主体的に行動する「自助」の態度」を育成し、また支援者となる視点からも安全で安心な社会づくりに貢献する「共助・公助」の精神を育成するなど、子供たちの防災意識及び防災対応能力の向上を図っていただくようお願いします。コロナ禍の時期を乗り越え、防災教育を学んだ子供たちが大人になって持続可能な社会の中心を担い、地域の防災力を高めていくことを願っています。最後になりましたが、本手引きの作成に当たり、ご協力いただいた関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

令和3年2月

長野県教育委員会 教育長 原山 隆一

目次

Ⅲ 防災教育の計画例

2 学習指導案例

1 校種別学校安全計画例と災害安全に関する指導の内容例

はじめに

序章 本県でのこれからの防災教育を進めるにあたって(本書のねらいと活用)

. ′

5 1

5 2

6 2

第1章 長野県における自然災害

为「早 及封示に6317 る日然火日	
I 長野県で発生した主な自然災害	
1 長野県内に大きな被害を与えた近年の主な自然災害	• • • • • 1 1
2 歴史に残る長野県の自然災害	• • • • • 16
Ⅱ 長野県の自然と災害発生メカニズム	
1 長野県の地形・地質と地震・火山災害	• • • • • 2 7
2 長野県の気象・気候と気象災害	2 9
3 長野県の土砂災害	•••• 3 1
第2章 学校における防災教育	
第2年 于以126317 6例及我自	
I 学校における防災教育の推進	
1 学校における防災教育の目的	• • • • • 3 5
2 長野県の学校における防災教育のねらい	• • • • • 3 6
3 校種別の防災教育の重点	• • • • • 3 7
T THUMEN TO A	
II 防災教育の五つの柱1 自然の "※書" た "用事" たせば ☆ ごは※ 教育	2.0
1 自然の"災害"を"恩恵"と共に学ぶ防災教育	• • • • • 3 9
2 環境教育, ESD, SDG s を踏まえた防災教育 3 防災教育を取り入れたカリキュラム・マネジメント	$\begin{array}{cccc} \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot & 41 \\ \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot & 43 \end{array}$
3 防災教育を取り入れたカリヤュノム・マイシメント 4 様々なケースを想定した防災訓練	• • • • • • 4 5
4 塚々はケークを記足した例外訓練	4 5

第3章 最近の学校の被災事例と防災行動計画

I 最近の学校の被災事例									
1 最近の被災事例とその後の対応	•	•	•	•	•	•		6	8
2 その他の学校の実践例(指導案等)	•	•	•	•	•	•		7	8
Ⅱ 防災行動計画 〜地域や家庭との連携〜	•		•	•	•	•	1	2	5
1 タイムライン	•	•	•	•	•	•	1	2	6
2 マイ・タイムライン	•	•	•	•	•	•	1	3	0
Ⅲ 被災後の心のケアに関する教育									
心のケア	•	•	•	•	•	•	1	3	3

第4章 防災教育に関する資料

防災教育に役立つ参考資料・・・・・138

序章

本県でのこれからの防災教育を 進めるにあたって (本書のねらいと活用)

本県でのこれからの防災教育を進めるにあたって(本書のねらいと活用)

本書は、長野県のこれからの学校教育において、防災教育を進めていくための手引き書です。 まず、長野県で過去に生じた自然災害を知ることと、現在の長野県の自然環境を理解するこ とは、防災教育の基本とも言えます。そこで、本書では、これまで生じた長野県の知ってもら いたい自然災害とその原因を理解するための長野県の基礎的な自然条件、人間生活との関わり の深い社会条件を最初に取り上げています。

自然災害の取扱い内容は、教科横断、総合的なものですので、各教科、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、学校行事など、様々な機会を利用する必要があります。同時に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、児童生徒の発達段階、また、学校や地域の特色に応じて、防災教育を進めていくことが大切です。

本書の背景としては、次の三つが挙げられます。まず、東日本大震災後、国内の防災教育の流れを踏まえていることです。文部科学省は、同年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、同年9月に中間とりまとめ、平成24年7月に最終報告を提出しました。また、平成24年3月には「学校防災マニュアル作成の手引き」が全国の学校に配布され、平成25年3月には、参考資料「生きる力をはぐくむ防災教育の展開」、さらには、平成30年2月に「学校の危機管理マニュアル作成の手引」、翌年の平成31年3月には「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育(改訂2版)」が発行されました。これらの動向とともに、長野県の地域に密着した防災教育を捉えようとしています。

次に、学校保健安全法(平成21年施行)を踏まえていることです。例えば、同法第3章「学校安全」に、施設・設備の安全点検、学校生活(通学を含む)や日常生活における安全に係る教育指導、職員の研修などについて「学校安全計画」に定め、実施すべき事項を規定し(第27条関係)、さらに危険等発生時に備えて「対処要領(マニュアル)」を各学校において作成することが定められています(第29条関係)。これに基づき平成24年3月に文部科学省から全国の学校に先述の「学校防災マニュアル(地震・津波)作成の手引き」が配布され、改めて各学校の防災マニュアルの見直し、改善が求められました。これらは本手引き書とも無関係ではなく、さらに教員研修実施についても述べられています。

最後に、新しい学習指導要領に応じた教育活動とともに考えることが重要です。新学習指導 要領では、小学校から高等学校まで改訂の基本的な考え方としては、「教育基本法、学校教育 法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を 切り拓くための資質・能力を一層確実に育成」、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力 等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の 理解の質をさらに高め、確かな学力を育成」、「体験活動の重視、道徳教育や体育・健康に関す る指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成」が揚げられています。この具体的な教育 活動に防災教育は重要な意味を持つと考えることができます。